

冬季巡回型めむろ☆未来ミーティング対応書

トーク開催日	令和8年1月20日（火）
トーク会場	美生コミュニティセンター
対応が必要な事項	民生委員の処遇や支援、欠員への対応を町としてどのように考えているのか
担当部署	健康福祉課
対応方針 *該当項目を残し、他は取り消し線をかけてください。	① 即対応する（した） ② 中長期的に検討する ③ 対応できない
対応内容	<p>【質問・意見内容】</p> <p style="color: red;">民生委員の処遇や支援、欠員への対応を町としてどのように考えているのか</p> <p>【対応内容】</p> <p>民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場に立って相談、支援、見守りを行う無報酬の非常勤地方公務員であります。報酬は支給されませんが、活動に必要な費用として調査活動費をお渡ししており、また、公務中に負傷などの災害にあった場合は、公務災害としての補償や民生委員児童委員活動保険の対象となり、活動を支えています。</p> <p>民生委員児童委員で構成され、委員相互の意見交換や研修事業などを行っている民生委員児童委員協議会は、協議会の予算は町が負担しており、事務局は健康福祉課社会福祉係が担当し、委員活動を支えています。</p> <p>民生委員児童委員の候補については町内会・行政区の御協力を得ながら選出しましたが、昨年12月の一斉改選の際は、定員49人中、9人が欠員となっております。民生委員児童委員は地域の困りごとをキャッチする重要な役割があることから、欠員を解消する取組みは非常に重要であると考えております。欠員解消に向け、民生委員児童委員協議会とも連携して、民生委員児童委員の活動を周知し認知度を高めるなど欠員解消に向けた取組みを進めます。</p>